

西宮市身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、重度の在宅の身体障害者及び難病患者等（以下「身体障害者」という。）に対して、居宅を訪問して入浴介護サービスを提供する訪問入浴サービス事業（以下「サービス」という。）を実施することにより、身体障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体及び運営者)

第2条 この事業の実施主体は、西宮市とする。

2 市長は、対象者、派遣回数、サービス内容及び事業に要する利用者負担の額（以下「利用者負担額」という。）の決定を除き、事業を適切に運営できると認められる社会福祉法人又は民間法人事業者（以下「受託者」という。）に委託する。

(利用対象者)

第3条 この事業の対象者は、市内に住所を有する在宅の身体障害者で、かつ、次の各号に該当するものとする。

- (1) 身体障害者手帳を所持する者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者で、15歳以上65歳未満の者。ただし、介護保険対象者を除く。
- (2) 自宅の浴槽を使用して入浴することが困難な者
- (3) 通所及び送迎が困難な者
- (4) その他市長が特に認める者

(利用の申請及び決定)

第4条 この事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、次の各号の書類を提出するものとする。

- (1) 西宮市訪問入浴サービス利用申請書
- (2) 医師の意見書
- (3) その他（自宅付近の見取り図等）

2 市長は、前項の申請を受理したときは、利用資格等を調査した上で利用を承認するか否かを決定し、利用者負担額を含めその結果を当該申請者及び受託者へ通知するものとする。

3 利用者は、事業の利用決定満了後においても継続して利用するときは、更新の申請ができるものとする。

(利用回数)

第5条 この事業の利用回数は、原則として1週間に2回とする。

(負担上限額)

第6条 利用者は、この事業を利用した場合は利用料100分の10に相当する額を負担するものとする。但し、同一の月の負担額は別表で定める額を上限とする。

(利用者負担額等の受領)

第7条 受託者は、サービスを提供した際は、利用者から利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 受託者は、利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用については、利用者から受けることができる。

3 受託者は、前2項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を支払った利用者に対し交付しなければならない。

- 4 受託者は、第2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(安全配慮義務)

- 第8条 受託者は、利用者の健康、サービス提供に用いる設備、器具その他の用品の安全、清潔等を十分確保しなければならない。
- 2 受託者は、サービスを実施する場合は、1回の訪問につき入浴介護に直接従事する職員を3人以上配置し、内1人を総括者とし、また少なくとも1人は看護師資格を有する者をもって行うものとする。
 - 3 利用者及びその家族等は、サービスを利用する前に、その時の健康状態等をサービス提供者に告知しなければならない。
 - 4 受託者は、サービス提供時に、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、主治医への連絡等必要な措置を速やかに行わなければならない。

(届出)

- 第9条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届出なければならない。
- (1) 住所を変更したとき
 - (2) 事業を利用しなくなったとき
 - (3) サービス提供先を変更又は追加するとき
 - (4) その他市長が届出を必要とするとき

(利用資格の喪失)

- 第10条 利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用資格を喪失する。
- (1) 死亡したとき
 - (2) 市外に転出したとき
 - (3) 障害者支援施設等を利用したとき
 - (4) 事業を受けることが適さないと認められるとき
 - (5) その他対象者に該当しなくなったとき

(補則)

- 第11条 この要綱に関し、必要な事項は別に定める。

付 則

- 1 この要領は、平成15年4月1日から実施する。
- 2 「西宮市身体障害者デイサービス事業実施要綱」及び「西宮市身体障害者デイサービス事業実施要領」は、平成15年3月31日に廃止する。
- 3 この要綱の実施の際、現に旧要綱第7条により、訪問入浴サービスを利用している者は、新要綱第4条第2項の利用承認を受けた者とみなす。

付 則

この要綱は、平成16年10月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年7月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

別表

18 歳 以 上	利用者の区分		負担上限月額
	1	生活保護	0円
	2	低所得（市町村民税非課税世帯に属する者）	0円
	3	一般1（世帯の市町村民税所得割合計額が16万円未満）	9,300円
	4	一般2（世帯の市町村民税所得割合計額が16万円以上）	37,200円

18 歳 未 満	利用者の区分		負担上限月額
	1	生活保護	0円
	2	低所得（市町村民税非課税世帯に属する者）	0円
	3	一般1（世帯の市町村民税所得割合計額が28万円未満）	4,600円
	4	一般2（世帯の市町村民税所得割合計額が28万円以上）	37,200円

- 1 利用者本人が18歳以上の場合の「世帯」の範囲は「利用者本人及び配偶者」とする。
- 2 利用者本人が18歳未満の場合の「世帯」の範囲は「住民基本台帳上の世帯」とする。